

令和5年度事業計画書

I 糸満ちむちむ さんかくプラン基本理念

つながりを深め 誰もが安心できるまち 糸満市

II 社会福祉協議会の目的と特徴

- ◆社会福祉協議会は、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、社会福祉法第109条（市区町村社協）に規定されており「地域福祉の推進を図る」ことを目的とした民間組織と位置付けられています。
- ◆社会福祉協議会は地域に暮らす皆様のほか、行政はじめ民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域住民を主体とした“誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「共に生きる豊かな地域社会」の実現”を目指して活動しています。
- ◆特徴としては、民間の組織としての『自主性』と『公共性』という性格を持っています。

III 社協キーワード

「話す」・「つなぐ」・「笑顔」

IV 基本方針

私たちの地域には様々な人が暮らしており、その中には、高齢や障がいなどの理由に何らかの支えが必要な方や家族がたくさんいます。今般の物価高騰などの影響で、失業や休業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯への支援が求められています。このような方々が、住みなれた地域で自分らしく誰もが安心して暮らすことができる「共に生きる豊かな地域社会」の実現に向けた福祉施策が進められています。

こうした中、社協は「第5次糸満市地域福祉活動計画」を基に住民の身近な圏域で地域住民及び関係機関団体と協働により、複合化・多様化した地域生活課題を把握し、解決につなげる支援や仕組みづくりを一体的に受け止める包括的支援体制づくりを目指し、事業の展開にあたっては「連携・協働の場」（プラットフォーム）の役割を十分に発揮し、地域福祉の推進役として、積極的に取り組んでいきます。

特に、事務局体制の強化、地域支え合いネットワーク体制の構築、各種相談体制の機能強化、生活困窮者などの社会的な自立支援、ニーズに応じた権利擁護の推進と成年後見利用促進に向けて取り組みます。また、災害時等の復旧・復興への生活支援等を想定して、災害ボランティアセンター設置訓練も実施します。

V 重点目標

1. 事務・事業活動見直しと職員の処遇改善や適正配置
2. 地域支え合いネットワーク事業の推進
3. 各種相談体制の機能強化
4. 要援護者生活支援体制づくりの推進
5. 権利擁護及び成年後見利用促進に向けた取り組み

1. 法人運営

1-1 会務の運営

- (1) 正副会長会の開催（随時）
- (2) 理事会の開催：年5回（5月・6月・9月・1月・3月）
- (3) 評議員会の開催：年4回（6月・9月・1月・3月）
- (4) 各種委員会の開催
- (5) 苦情解決に関する第三者委員の配置
- (6) 監査の実施
- (7) 経営基盤強化計画の見直し・策定

1-2 財政基盤の強化

- (1) 社協会員増強運動の推進（戸別・賛助・施設団体・特別会員）
- (2) 社協活動資金造成チャリティーの実施
- (3) 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけ合い運動の推進
- (4) 福祉積立金の造成
- (5) 寄附型自動販売機設置事業の推進

1-3 調査広報事業

- (1) 社協だよりの発刊（年4回）
- (2) 社協ホームページの内容充実
- (3) 市広報紙・マスコミ・FMたまんの活用
- (4) 県社協、他機関団体の調査等への協力

1-4 社会福祉センターの管理運営

- (1) 運営委員会の開催
- (2) 社会福祉センターの保守管理、借用申請受付、施設環境整備に関すること
- (3) 陶芸作業所の管理運営に関すること
- (4) 防災教育・訓練の実施
- (5) 地域福祉センター（仮）検討委員会の開催

1-5 組織の基盤強化及び人材育成（体験・研修）

- (1) 事務・事業活動の見直しと職員の処遇改善や適性配置
- (2) 役職員等研修会の実施
- (3) 職場体験・実習生の受け入れ

1-6 その他

- (1) 真栄里屋外運動場の指定管理（指定管理者制度）
- (2) 災害時対応マニュアルの整備及び災害ボランティアセンター設置訓練の実施

2. 相談支援事業

2-1 要援護者生活支援体制づくりの推進

- (1) 生活困窮者自立支援法関連事業
 - ①自立相談支援事業の実施
 - ②住居確保給付金の相談及び申請の受付等
 - ③一時生活支援事業の実施
 - ④家計改善支援事業の実施
 - ⑤相談支援体制強化事業の実施
- (2) 低所得者及び世帯に対する支援事業
 - ①生活福祉資金（本則）の貸付業務並びに貸付後の更生指導と償還指導
 - ②生活福祉資金特例貸付の償還及び償還免除に関する対応等
 - ③法外援護事業（罹災者見舞金支給・食料支援・ゆいまーる資金貸付等）の実施
 - ④共同募金配分金（赤い羽根、歳末たすけ合い）による生活困窮世帯への援護活動
- (3) 日常生活自立支援事業
 - ①福祉サービスの利用手続き及び金銭管理等の支援
 - ②生活支援員の拡充及び連携体制の強化
- (4) 成年後見制度利用促進に向けた取り組み

2-2 障がい者（児）福祉に関する事業

- (1) 障がい者総合支援法関連事業（障がい福祉サービス事業）
 - ①特定相談支援事業の実施
 - ②障がい児相談支援事業の実施

3. 地域福祉事業

3-1 ボランティアセンター事業

- (1) ボランティア活動に関する相談・登録・活動紹介
- (2) ボランティア団体等の組織化に関すること
- (3) 福祉教育の推進に関すること

3-2 地域支え合いネットワーク事業

- (1) 地域福祉コーディネーターの配置
- (2) 生活支援体制整備事業の実施（第2層生活支援コーディネーターの配置）
- (3) 地域福祉懇談会の開催及び支え合い会の設置推進
- (4) 地域ニーズの把握及び地域相談窓口の設置推進
- (5) ひきこもりや居住支援に関する調査研究

3-3 連絡調整事業

- (1) 市内社会福祉法人等連絡会の開催（地域公益活動の推進）
- (2) 社協受託事務団体との連携強化
- (3) 企業と連携した地域福祉活動の推進

3-4 高齢者福祉に関する事業

- (1) 地域デイサービス事業の実施（指定自治会・中央型）
- (2) 紙オムツ給付事業の実施
- (3) 住民主体型介護予防教室への支援

3-5 児童福祉に関する事業

- (1) 子供の居場所運營業務（ふらっところえん前の運営）
- (2) 居場所の連絡会運營業務（コーディネーターの配置）
- (3) 認可外保育施設及び小規模保育事業所等の活動支援
- (4) 子ども支援事業の推進
- (5) 多子世帯生活支援事業の推進

4. その他の活動

4-1 受託事務団体への活動支援（事務局）

- (1) 糸満市民生委員児童委員連絡協議会
- (2) 糸満市老人クラブ連合会
- (3) 糸満市母子寡婦福祉会
- (4) 糸満市身体障害者協会
- (5) 糸満市手をつなぐ育成会
- (6) 介護生活を考える「あだんの会 糸満」

4-2 その他

- (1) 第5次地域福祉活動計画の推進
- (2) 重層的支援体制整備に向けた取組の推進
- (3) 「県社協THANKS（サンクス）運動」の啓発・活動の推進
- (4) 共同募金配分金助成の見直し